

## (6)長期滞納者の個別状況

(4)で掲載した 61 ヶ月以上滞納者につき、退去済入居者も含めた個人別の一覧は以下のとおりであり、平成 25 年度末で 32 名が該当している。

【表 8.2.1 の 6】61 ヶ月以上滞納者リスト

(単位：千円)

No.	滞納月数	滞納額	入居状況	収入申告	備考
1	169	506	H10退去済		
2	95	621			
3	157	393	H13退去済		
4	157	486	H15退去済		
5	152	1,066	H15退去済		
6	219	885	H10退去済		
7	124	3,723			残高3位
8	190	1,909		3年無申告	月数2位・無申告
9	88	2,357			残高5位
10	74	495	H23退去済		
11	63	690	H24退去済		
12	149	1,398	H16退去済		退去者残高1位
13	65	868			
14	80	780			
15	114	346	H12退去済		
16	85	1,456			
17	112	1,651			
18	80	789	H17退去済		
19	63	474			
20	113	1,526		3年無申告	無申告
21	78	2,263			
22	104	1,163	H23退去済		
23	70	1,377			生活保護残高1位
24	96	4,186			残高2位
25	153	2,881			残高4位
26	73	1,607			
27	85	925	H25退去済		
28	91	336			
29	62	368			
30	84	1,197			
31	72	4,385		3年無申告	残高1位・無申告
32	84	590			
計		43,696			

- 現入居者では最長で 190 ヶ月分（約 16 年弱）の家賃を滞納している入居者がいる（No.8）。退去者を含めると最長で 219 ヶ月分（約 18 年強）の家賃を滞納している者がいる（No.6）。

- ・収入申告を3年以上全く行っていない入居者が3名いる（No.8,20,31）。
- ・No.23の入居者は現時点での生活保護受給者であるが、受給決定以後は代理納付の設定により新たな未収は発生していない。

上記の32名は全て市町管理代行団地に入居している。これらの府営住宅では、実際の入居や修繕の管理は市町に委託している。網掛けした9名については個別案件として8.2.3にて別途詳細内容を検討した。

### 8.2.2 管理業務の状況

#### (1)業務の流れ

府営住宅の業務は、市販のソフトウェア（レントスタッフ）を京都府向けにカスタマイズしたシステムを用いて、家賃の収納管理等を行っている。

##### ①募集～収納

府営住宅の入居募集は定期的に行っており、府営住宅等入居申込書に所要の書類が添付されて応募される。高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯等に対しては優先入居用の申込書が使用される。

抽選と審査または選考を経て入居者を決定し、当選通知や選考合格通知を応募者に発送する。

入居決定者には入居説明会を行い、後日、a 請書（入居契約に相当）、b 連帯保証人の所得証明書と印鑑証明書、c 入居者台帳、d 敷金と日割家賃を持参してもらう。この手続を経て府営住宅の鍵を入居決定者に渡す。

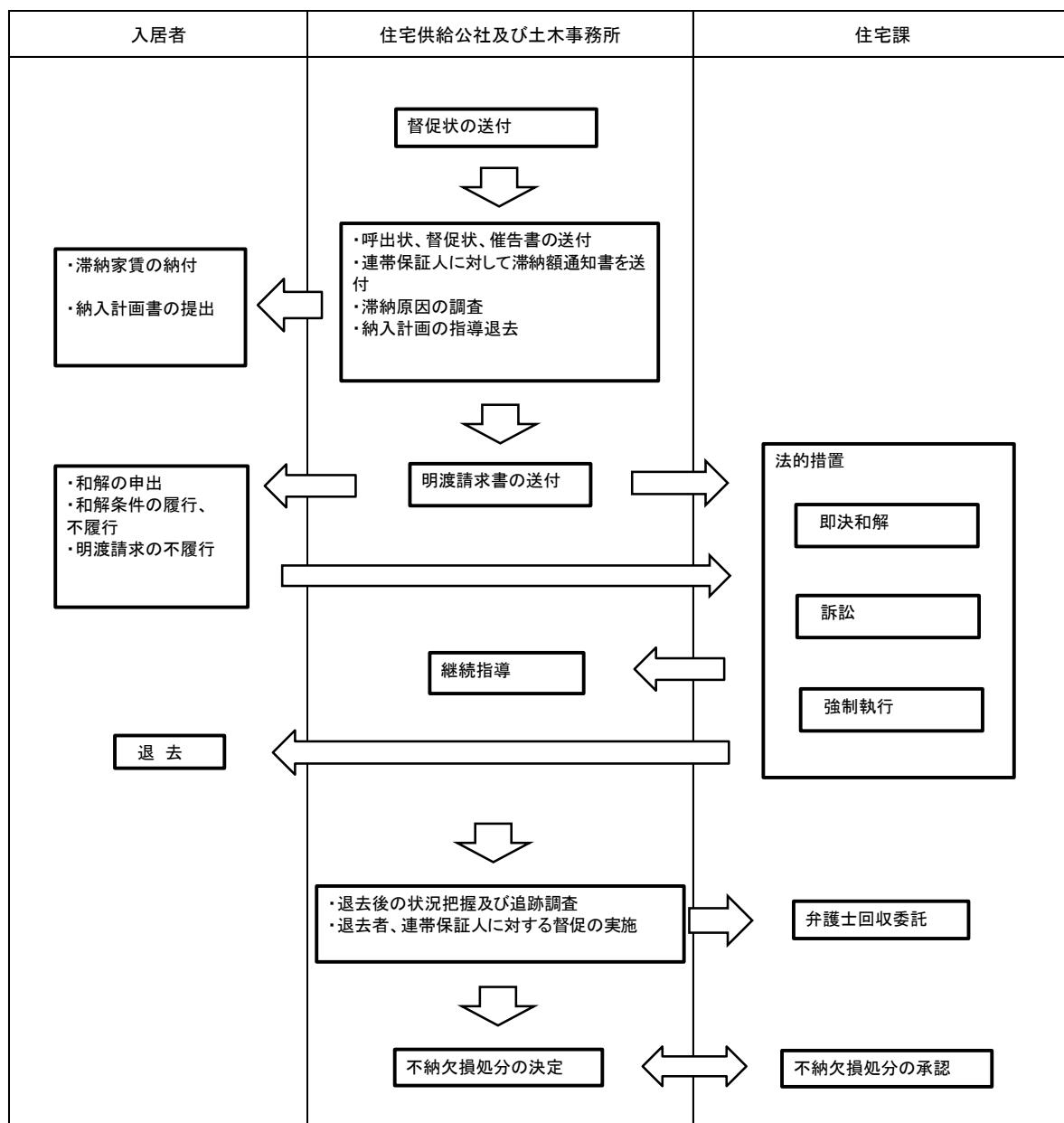
入居者からは収入申告書と所得証明書類を提出してもらい収入認定を行う（収入認定通知書）。これにより図8.1.2の算定手順により家賃を決定する。

以後の家賃は銀行口座振替やコンビニ振込等によって京都府の口座に入金される。入金情報は府営住宅の管理システムに連動し、収納結果が収納台帳に記録される。

## ②未入金～最終催告

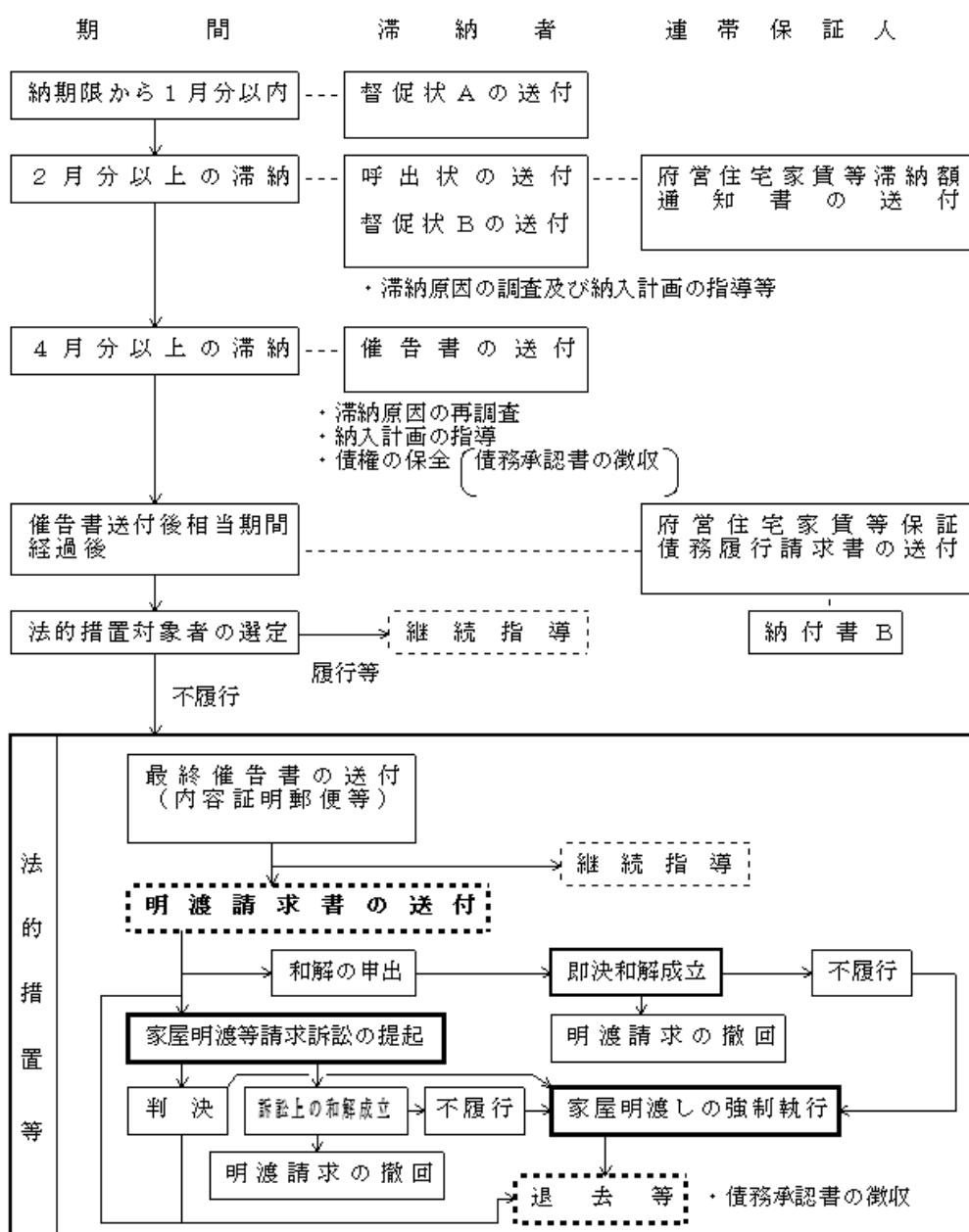
未入金が生じた場合は、直ちに督促状を作成・送付するが、以後の大きな業務の流れは【図 8.2.2 の 1】のとおりであり、詳細な手続は【図 8.2.2 の 2】のとおりである。

【図 8.2.2 の 1】府営住宅家賃に係る未収債権の回収事務の流れ



督促状の送付を以てしても入金がなされない場合は催告書を送付するが、書面の送付だけでなく呼出状を送付したり、直接訪問や電話を掛けて督促を行っている。連帯保証人への通知も実施することとなっている。こうした督促と面談の事実を滞納整理記録に記すことによって、時効の管理を行っている。やむを得ず法的措置に移行する場合に、最終催告書を送付している。

【図 8.2.2 の 2】滞納整理事務取扱要領事務の流れ



### ③法的措置・不納欠損

法的措置を取る場合、依然入居中の者にはまず家屋の明渡請求を行うが、明渡請求書の送付により入居者から申出があった場合には、訴訟の手前で即決和解となる。

入居者から反応がなかった場合は、明渡請求訴訟に進み、勝訴となった場合は入居者が退去しないと明渡の強制執行がなされる。

強制執行はあくまでも家屋の明渡しであり、債権の回収にはつながらない。退去者に対する請求督促は一般に困難となるが、近年は弁護士に収納を委託する方法を採用している。

上記のような対応が十分に取れなかつた場合や、対応が債権回収に結びつかずには債権の消滅時効が経過したり行方不明となつてしまつた場合は、不納欠損処分を行つてゐる。

### (2)弁護士収納委託の状況

平成25年3月より府営住宅家賃の回収において、主に退去者に対しては弁護士に回収業務の委託を行つてゐる。実際の回収は平成25年度より開始している。

【表8.2.2の1】弁護士収納委託実績

(金額単位：千円)

	回収委託債権		徴収額		うち連帯 保証人より	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
	平成25年度	160	49,388	39	2,376	1
		徴収率		24.4%	4.8%	

平成25年度は初年度であるため徴収金額は少ないが、件数としては4分の1で回収実績が上がつてゐる。分割での弁済も行われてゐることから、今後の徴収額増加が期待できる。

### (3)即決和解の状況

明渡請求訴訟の開始前に、明渡請求書の送付によりリアクションがあった入居者とは簡易裁判所にて和解の申立を行い、法的措置の一つである即決和解を成立させている。

【表 8.2.2 の 2】過去 5 年間の即決和解の状況

和解状況				
年度	件数	成立	除外	取下
平成21年度	59	56	1	2
平成22年度	57	54	2	1
平成23年度	21	19	1	1
平成24年度	24	24	-	-
平成25年度	12	12	-	-

即決和解の申立を行う際は当事者間の合意が必要であるため、当然入居者との間でほぼ 100% 和解が成立している。除外は申立前に入居者が退去した件数である。

### (4)家屋明渡等請求訴訟の状況

家屋明渡等請求の訴訟を掛けた場合、京都府には落度は全くないため下記のとおり全て勝訴している（自主退去も含む）。

【表 8.2.2 の 3】過去 5 年間の家屋明渡等請求訴訟の状況

判決内容					
年度	件数	勝訴	和解	訴訟上 の和解	取下
平成21年度	12	10	2		
平成22年度	8	7		1	
平成23年度	16	13	2		1
平成24年度	9	6	1		2
平成25年度	11	10	1		

勝訴となった場合で入居者が退去しなければ、強制執行を行い家屋の占有回復を行っている。

#### (5)不納欠損の状況

府営住宅の家賃は私債権であるため、時効期間（5年）の経過と債務者による時効援用により債権が消滅する。債権管理条例の適用により、債務者が行方不明である場合にも不納欠損処分が認められるようになった。

当然であるが、現入居者に対して時効による不納欠損は行わない。

【表 8.2.2 の 4】過去 5 年間の不納欠損の状況

(単位：千円)

年度	件数	不納 欠損額	うち債権管理 条例適用分	不納欠損事由	
				不納 欠損額	不納欠損事由
平成22年度	11	4,068	0	時効援用(名義人、相続人) 相続人不存在(連帯保証人時効援用)	
平成23年度	49	18,098	2,728	時効援用(名義人、相続人) 所在不明(連帯保証人時効援用)	
平成24年度	77	21,164	155	所在不明・自己破産(連帯保証人時効援用) 時効援用(名義人、相続人)	
平成25年度	64	21,867	0	時効援用(名義人、相続人)	

(2)(3)(4)のとおり回収可能な債権については多様な回収策を積極的に講じる一方で、回収不能と認められる債権については、債権管理条例の適用に伴って行方不明者債権の不納欠損処分を行い、止むを得ない場合には時効援用での不納欠損処分も積極的に行っている。

なお、上記不納欠損処分は全て京都府住宅供給公社（以下、「公社」）に管理を委託している団地であり、市町管理代行団地では不納欠損処分を行った履歴がない。

## (6)管理業務の委託

府営住宅の管理は大多数の団地については公社に業務委託しているが、地域改善対策として当該地域に建設された府営住宅団地については、団地が存する市町に管理を委託している。

これら市町管理代行団地の近隣には市町が設立した市町営団地が建っていることが多く、業務効率化及び地域事情精通の観点から、当該市町に管理を委託するべきであると担当課は判断している。

管理代行等委託の内容については、京都府の住宅条例及び同施行規則に基づき、以下のような業務内容を管理代行委託している。

- ・入居者の募集・決定・選考に係る事務
- ・連帯保証人の承認に係る事務
- ・明渡しの請求に係る事務
- ・収入状況等報告の請求に係る事務
- ・修繕の指示に係る事務
- ・府営住宅及び共同施設の修繕に関する事務
- ・収入の申告の受付に関する事務
- ・収入の認定及び決定家賃の通知に関する事務
- ・家賃等減免申請及び徴収猶予申請の受付に関する事務
- ・家賃等減免決定及び徴収猶予決定の通知に関する事務
- ・家賃及び金銭等の徴収並びに納付指導に関する事務
- ・緊急時の府営住宅調査等に関する事務

管理業務のうち、家賃額の決定や家賃等減免の決定、及び徴収猶予の決定などは知事権限で京都府が行っているが、その他の経常的な業務は全て公社や市町が行っていると言える。

### 8.2.3 個別事案の検討

8.2.1(6)で掲げた 61 ヶ月以上滞納者リストから 9 件サンプル抽出し、市町委託の管理業務の実施状況を確認して未収と滞納の原因を個別検討した。また、公社管理案件からも滞納額の多い 2 件をサンプル抽出して個別検討を行った。

①No.7（滞納 124 ヶ月、滞納額 3,723 千円、入居中）

連帯保証人が 1 名であるが、入居時請書には連帯保証人の関係が記載されていない。

住宅条例第 7 条で必要とされる連帯保証人は事務取扱要領にて原則 2 名としており、親族が連帯保証人となる時や特定目的入居決定者（母子世帯や高齢者）の時は 1 名で良いとしているため、連帯保証を約することになる請書にも関係が記載されるべきである。

②No.8（滞納 190 ヶ月、滞納額 1,909 千円、入居中）

送付書類が宛先不明で返戻された時期があり、契約名義人は実際には入居していない。委託先の滞納整理記録では平成 12 年 12 月には他の府営団地に居住していることを把握しているが、強制退去の手続を行っていない。重複入居の経緯に関する監査人の質問には、調査中とのことで有効な回答が得られていない。

3 年以上収入申告も行われていない。平成 25 年以降は督促状や催告書の送達が滞納整理記録に記録されていない（なお、訪問徴収の実績については委託先市町の訪問徴収等記録日報にて記録されている）。

③No.9（滞納 88 ヶ月、滞納額 2,357 千円、入居中）

督促の実施状況と入居者の収入状況が詳細に滞納整理記録に記載されていた。

④No.12（滞納 149 ヶ月、滞納額 1,398 千円、退去済）

平成 16 年に最終催告し、家屋明渡等請求にて勝訴して自主退去による明渡が完了しているが、その後は放置状態となっている。債権の消滅時効期間が経過してしまっている。

最終催告の発送が滞納整理記録に記載されていない。最終催告書と滞納整理記録より、契約名義人は実際には住んでおらず娘が住んでいたと認められ

るが、滞納状態のため契約名義は変更されないままであった。

⑤No.20（滞納 113 ヶ月、滞納額 1,526 千円、入居中）

督促の実施状況と入居者の収入状況が詳細に滞納整理記録に記載されていた。過去には家賃の支払を委託先市町の共益費管理口座に一旦振り込むよう指示していた（現在はそのような入金方法は行っていない）。

⑥No.23（滞納 70 ヶ月、滞納額 1,377 千円、入居中）

入居時請書が市営住宅ベースの様式である。滞納整理記録が平成 23 年しかなく、督促・催告の状況が記載されていない。生活保護の受給開始後は代理納付が設定されており、新たな家賃未収は発生していない。

⑦No.24（滞納 96 ヶ月、滞納額 4,186 千円、入居中）

入居時請書が市営住宅ベースの様式である。具体的な折衝記録がなく滞納整理記録自体がない。収入超過基準を 4 年連続して超えている。

⑧No.25（滞納 153 ヶ月、滞納額 2,881 千円、入居中）

契約名義人は死亡しているが、滞納があるためその息子に名義承継していない。契約名義人の死亡後、息子には収入があるにも関わらず家賃滞納額が急増している。

滞納整理記録に督促・催告の状況が記載されていない。最近 3 年間催告書を発送していない。

⑨No.31（滞納 72 ヶ月、滞納額 4,385 千円、入居中）

近隣より不衛生で苦情を受けている。滞納整理記録を見る限り 8 年間収入申告を怠っている。最近 4 年間は会うことも電話応答もできていない。

入居時請書を紛失している。収入申告のみ督促しているが、滞納整理記録には督促・催告の状況が記載されていない。

⑩公社管理分 1（滞納 14 ヶ月、滞納額 1,062 千円、退去済）

⑪公社管理分 2（滞納 27 ヶ月、滞納額 988 千円、退去済）

概ね資料の具備状況は良好である。⑩は最終入金が平成 13 年 6 月で（平成 17 年 3 月振替処理）、長らく住居不明状態であったが平成 23 年 12 月に住所地を突き止めている。⑪は最終入金が平成 22 年 8 月である。いずれも滞納整理記録が平成 24 年 9 月の弁護士収納事務委託上申で終了している。その後に催告書を複数回発送しているが、滞納整理記録へは記録されていない。

#### 8.2.4 滞納団地の状況

上述の長期滞納者が入居している府営団地につき、団地の状況を監査人が視察した所、以下のような状況であった。

A 団地	市営団地と混在している。南面は外壁塗替えにより立派な印象だが、北面は若干古く暗い印象を受ける。
B 団地	市営団地と混在している。外壁の状況は A 団地と同じ。
C 団地	2 戸が棟続きで下水道にまだ接続されていない。築年数が相当経過しており外壁に傷みが散見される。
D 団地	2 戸が棟続きだが、各戸面積は広い上に庭もあるため、居住環境は悪くない印象を受ける。趣向を凝らした庭造りの家も複数あり、長期的に住む意思が感じられる。
E 団地	平成建築の 3 階建てマンションであり、綺麗でしっかりした印象を受ける。

なお、上記の団地のうち、D 団地以外はいずれも市有地に立っており、京都府が無償で借りている。

監査人が視察した限りでは修繕維持も概ね行き届いており、生活に必要と思われる住居は整えられているように思われ、環境面で入居者が家賃を支払わないとする合理的な要因は見受けられなかった。

## 8.3 監査の結果

### 8.3.1 指摘事項

#### (1)市町管理代行団地の管理運営が不十分

##### ①滞納整理記録の記録が不十分

住宅滞納要領においては、督促や催告の状況を滞納者整理票に記録することとなっているが、市町管理代行団地ではその滞納整理記録が不十分な例が散見される。この記録が不十分であると、債権の時効中断が出来なくなるおそれがある。滞納整理記録には督促等の状況を明確に記載すべきである。

##### ②定期的報告の欠如と市町への過度の一任

住宅滞納要領においては、各土木事務所長は毎会計年度終了後、府営住宅家賃等滞納状況調を作成し、滞納状況を整理するとともに、滞納原因を調査して滞納理由を明らかにし、府営住宅家賃等滞納原因別調書を作成して建設交通部住宅課長に報告しなければならないこととなっている。住宅課では、日頃、市町から個別案件に係る報告や相談を受け、必要な対応方法等の指示をしているが、上記の定期報告は市町管理代行団地分を含まない形で提出されているなど不十分なものとなっている。

このため、京都府の住宅課では市町管理代行団地の滞納状況については、一部悪質者の状況を課員が個別に把握している程度であり、京都府として総括的に滞納状況を把握しているとは言い難い。

京都府は悪質な者に対しては管理委託先に法的措置の上申要請を行っているものの、市町管理代行団地については市町からの上申が殆どされていない。市町から、滞納者に対する必要な手続を行ったうえで、法的措置が妥当との報告がないため、京都府としても、訴訟等を提起しても勝訴できるための条件を満たさないため対応していないという現状自体が、滞納額が膨れ上がる原因となっていることは否めない。市町管理代行団地からは滞納家賃につき定期的な報告を要請すべきであり、市町との管理代行委託契約に委託業務の細目を明記すべきである。

市町において、一定月数の滞納者に対しては法的措置に向けた手続に入り、京都府へ法的措置の上申を行うシステムを機能させるため、京都府から市町に対して指導を強化すべきである。

#### ③入居時請書の紛失

市町管理代行団地において、入居時の契約に当たるべき入居時請書を紛失している例があった。請書を紛失していると連帯保証人の保証の事実も第三者に証明できなくなるため、法的措置にかけることが難しくなってしまう。請書は最重要書類として保管しなくてはならない。

#### ④入居時請書等の様式・内容相違

入居時請書が市営団地に入居する内容となっており、遵守すべき条例も当該市の管理条例となっている例が複数あった。請書を見る限り、入居者とは市営住宅として発生する法律関係によって交渉せねばならず、府営住宅として法的措置を実施できるか疑問である。請書は府営住宅としての内容で記載すべきである。

なお請書以外でも収入申告の宛先が管理委託先の市長になっていたことを付言する。

#### ⑤不納欠損（時効援用）の不適用

市町管理代行団地では61ヶ月以上滞納者が32名も発生して放置されている。このようなことは公社管理代行団地では起こっていない。市町は長期滞納の退去者について時効による不納欠損処分を申請しないため、上記の債権が延々と管理対象になっている。回収見込が極めて低く時効援用されるリスクの高い滞留債権は不納欠損処分を行って、回収可能な債権に管理人員と時間を集中させるべきである。

#### ⑥府営住宅としての市町管理委託の不徹底

現在、市町管理代行団地の管理については、市町営住宅と同様の方法によって管理されており、公社管理代行団地との管理水準の差が際立っている。

京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づいた管理が出来ていないと、法的措置にも持ち込めないおそれがある。委託先の市町にも京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づく管理を公社と同等水準まで徹底するよう要請するべきである。

また、委託業務の実施状況に問題がないか、京都府が定期的に検査を行う仕組も構築すべきである。

#### ⑦連帯保証人への不請求

長期滞納債権となった例に共通することであるが、一部の市町管理代行団地では連帯保証人への請求が十分に行われているとは言い難い。連帯保証人への通知だけでも数十ヶ月の滞納が累積してからであったり、更に退去後である。これらの例では連帯保証人への請求に至っていない。

住宅条例で連帯保証を求めているのであるから、滞納発生時に市町から連帯保証人への十分な請求を行うよう指導強化すべきである。

家賃の長期滞納を放置すれば、連帯保証人の代位弁済も困難になる上、連帯保証人の所在が不明となるリスクも高くなる。滞納の早期時点で連帯保証人に通知し、猶予期間を経て連帯保証人に遅滞なく請求すれば、連帯保証人としても支払が可能な金額に収まる可能性がある。

連帯保証人は債務を負う覚悟をもっている訳であるから、入居者から家賃等の支払いがなされない場合、遅くとも 6 ヶ月滞納時程度で連帯保証人に通知を行い、12 ヶ月滞納時には連帯保証人に請求すべきである。

#### (2)弁護士委託後の状況把握不足

公社管理代行団地においては適時に支払督促や明渡請求等の法的措置が取られているが、弁護士に収納委託を行った債権については、単に収納を委託しているだけであり、時効管理までは対象になっていないことから、京都

府が管理すべきものである。入金記録や行方不明者については報告があることから、京都府側での時効管理が可能と思われるが、それ以外の者は京都府側で把握できないことから、催告の実施状況の把握が必要である。

弁護士側から催告の実施状況報告を求めるとともに、収納委託後の滞納者整理票の記載が途切れていることから、追記する仕組を作るべきである。

### 8.3.2 意見

#### (1)マイナンバー制度の活用

8.2.1(3)家賃区分別の状況で言及したとおり、未収発生の抑制には収入申告の徹底と、入居者の収入変動に対応する適時の申請が有効と考えられる。収入申告の徹底については、平成28年度から行政で利用されるマイナンバー制度の活用が有効かつ効率的と思われる。

収入に応じた家賃減額という利益を得るには、本来は受益者による申請に拠るべきとも考えられるが、収入未申告は入居者の不利益と行政事務コストの費消を招くのみで可能な限り回避すべきである。収入申告への活用手法については、まだ明らかになっていないと聞くが、入居期間中における包括的なマイナンバー制度利用の同意を得ることができれば、収入情報をもれなく集め、的確な応能応益家賃を早期に算出でき、独居老人が認知症となって収入申告を失念するようなケースにも対応可能である。入居者の利便が図られる上、担当課は要注意債権の管理や、収入変動に対応する適時申請の啓発浸透に注力することができ、総合的に未収金を圧縮できる可能性があるため、マイナンバー制度の導入とともに国とも調整の上、収入申告のあり方について工夫することが望まれる。

## 9 心身障害者扶養共済制度

### 9.1 制度の概要

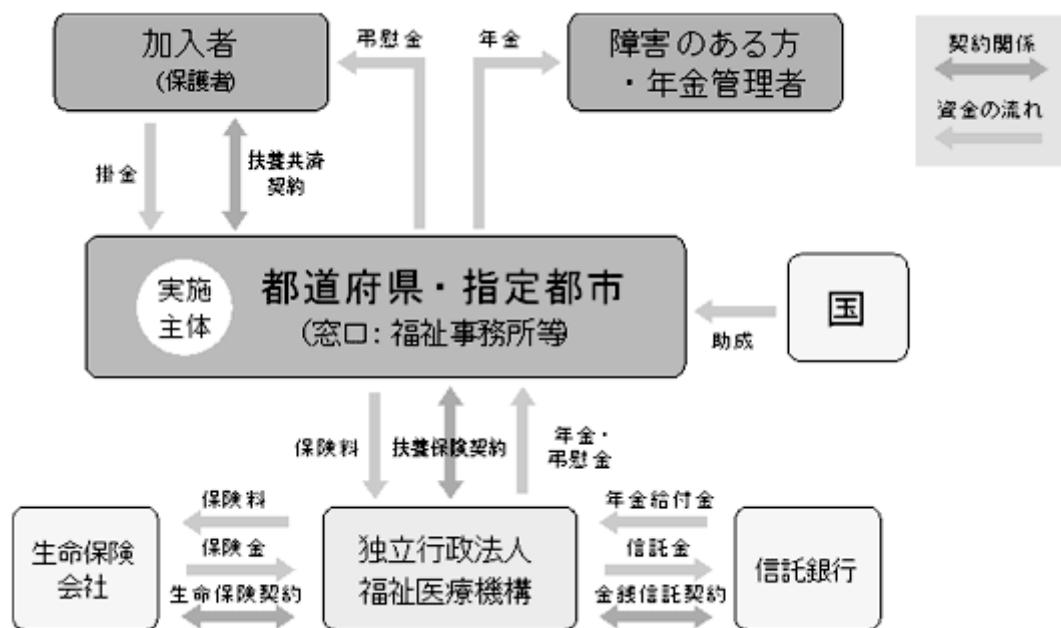
#### 9.1.1 制度目的・根拠

心身障害者扶養共済制度は、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されたものである。

心身障害者の保護者が、保護者・心身障害者の生存中に、共済掛金を納付することにより、保護者が死亡した場合などに、障害者に終身年金を支給する任意加入の制度である。

根拠となる法律はなく、実施主体は都道府県であり、福祉医療機構との間で、扶養保険契約を締結することによって運営されている。

【図 9.1.1】心身障害者扶養共済制度関係者図



制度を図示すると以上のとおりであり（独立行政法人福祉医療機構（以下「WAM」という。）ホームページより転載）、都道府県等が、加入者に対して負うこととなる責任について、WAM が再保険し、WAM は、生命保険会社・信託銀行との間でそれぞれ生命保険契約・金銭信託契約を締結している。

### 9.1.2 本監査における本制度の特徴

監査対象としている他の未収金の大部分が、貸付金に対する未払元本であることに比して、本制度において生じる未収金は、対象者からすれば、「未払になっている共済掛金ないし保険料」である。

このことから、他の多くの未収金と、本制度に基づく未収金は、大きく性質が異なることになる。

#### (1) 脱退「前」の未収債権は、保険料に過ぎず、制度上、支払強制力が実質的になく、加入者の納付意思も弱い

脱退前の未収債権は、借入金と異なり、任意加入を前提とする保険料にすぎない。したがって、加入者において、経済的な困窮が生じた場合、京都府が強制力を有して保険料を回収することになじまない（一般の民間保険を思い浮かべれば、保険料の未納が生じた場合に、保険会社が強制回収することはあり得ない。保険料を支払わないととした加入者としては、早期に解約して解約返戻金を受け取るか、蓄積された保険積立金と相殺の可能性を視野に入れつつ一定期間保障を継続し、相殺が不可となった時点で解約として扱う処理が行われるのが一般ではないかと思われる。）。

また、加入者側としても、経済的な困窮が生じた場合、本保険料の弁済順位については、生活費・公共料金・他の借入等に比して、劣位に位置づけることが予想され、加入者の納付意思も弱い。

#### (2) 脱退「後」の未払保険料そのものは、支払を行うインセンティブが全くなく、任意の支払は期待できない

加入者が脱退を選択した後に、脱退一時金と相殺したうえでなお残る未払保険料については、既に保険制度から脱退しているため、支払を行ったとしても、何ら対価としての給付は受けられない。そのため、元加入者としては、京都府に対して支払を行うインセンティブは全くない。

### 9.1.3 制度の仕組

#### (1)加入者

制度上予定する加入対象者は、以下の障害者（障害児）の保護者で、65歳未満の者である。貸付金ではないため、連帯保証人は制度上予定していない。

- ① 身体障害者（身体障害児）（1～3級）
- ② 知的障害者（知的障害児）（療育A・B）
- ③ 身体・精神に永続的な障害を有する者（統合失調症、自閉症、進行性筋萎縮症、血友病の場合などがこれに該当する。）で、①②と同程度の者

#### (2)月額保険料

本制度においては、加入者は、月額約1万円から2万円強の月額保険料を支払い、加入者（親）が65歳に達し、20年（一部25年）継続加入した場合は、保険料が免除となる。具体的な月額保険料の内容は以下のとおりである。

【表 9.1.3】月額保険料

月額 保険料 (円)	加入時年齢(歳)	~34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64
	H20.3.31 以前加入者	5,600	6,900	8,700	10,600	11,600	12,800	14,500
	H20.4.1 以降加入者	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300
(注1) 上記金額は1口当たり（2口まで加入可）								
(注2) 65歳に達し、20年(一部25年)継続加入した場合は、保険料が免除								

#### (3)月額保険料に関する京都府独自の減免

京都府においては、1口目のみではあるが、保険料の減免を行っている。具体的には、生活保護世帯・市町村民非課税世帯・災害時は全額免除とされ

ている。

それ以外の一般世帯については、減免は行われていない（平成 19 年度までは減免が行われていたが、平成 20 年度から 24 年度までは経過措置として減免が行われ、平成 25 年度からは減免が終了している。）。

#### (4) 給付の内容

本制度における典型的な給付事由は、加入者である親の死亡である。支給額は月額 2 万円の終身年金である。

他方、加入者である親よりも先に子である障害者が亡くなった際には、加入期間に応じて 3 万円から 25 万円の弔慰金が支払われる。

加入者が生存中に制度から脱退した場合には、加入期間に応じて、加入者に対して、4 万 5000 円から 25 万円の脱退一時金が支払われる。

#### (5) 保険料・給付の内容から見た本制度の特性

本制度は、前項のような制度内容を有するため、（1 口目減免の効果は除外すると、）大要、以下のような特性を有している。

- ① 長期加入を前提に、親が子よりも先に亡くなった場合に、子に対する年間 24 万円の終身給付を図ることを目的として加入している者が大多数であると思われる。
- ② 他方、短期間で脱退する場合、加入者に損失が生じるか、経済的な利得は少ない。
- ③ 短期間でない一定期間、保険料を支払い、加入を継続した後において脱退すると、加入者において、経済的損失が生じやすい。

## 9.2 本事業の運用状況

### 9.2.1 加入等の実績

加入の状況については以下のとおりである。

【表 9.2.1】加入等の実績

加入等 実績 (年度末)	年度	21	22	23	24	25
	加入件数	1,395	1,296	1,257	1,235	1,195
	減免	全額	219	211	215	213
		4～1/15	226	215	201	192
	保険料免除	754	674	686	689	702
	年金受給件数	651	671	685	705	708
	弔慰金受給件数	9	9	6	7	5
脱退一時金受給件数	15	13	9	10	10	

このように、加入件数が減少する一方で、保険料免除者が 700 件程度存在し、年金受給件数が増加している状況では、人口減少傾向を背景とすれば、総じて共済制度全体としての財政運営の悪化は避けられないと予測される。

なお、上にも述べたが、平成 20 年度に京都府の減免措置が原則としてなくなり、加入者の負担が増加した。一部については、5 年間の経過措置により減免を継続したが、平成 25 年度以降（経過措置終了後）は、これまでも全額減免の対象であった生活保護世帯・市町村民税全額非課税世帯、同所得割非課税世帯のみが、1 口目減免対象となるのみとなっている。これに対応して、納付が困難であるにもかかわらず、2 口加入している加入者に対しては、1 口減口するよう勧奨を実施したことである。

### 9.2.2 未収金の状況

未収金の状況は、以下のとおりである。未収発生原因は、就労不能や生活困窮が一般である。

【表 9.2.2】未収金の状況

実績		調定額		収入済額		不能欠損		未収入額	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
25年度末	現年度分	1,567	59,852,200	1,510	58,426,700	0	0	57	1,425,500
	過年度分	1,124	17,944,760	43	1,328,460	42	439,810	1,039	16,176,490
	合 計	2,691	77,796,960	1,553	59,755,160	42	439,810	1,096	17,601,990
増減状況等(H24→25)		* 25年度分については、掛金を納入する加入者の死亡による年金受給開始者（H24：13名→H25：34名）が増加した。掛金納入負担の増加に対する任意脱退者（H24：4名→H25：8名）が倍増。新規発生未収金は前年度より倍増した。 * 過年度分については、昨年度からの分納誓約者の一部弁済が大半であり、新たな納付は見込めない。（H24：764,820円→H25：1,425,500円）							

### 9.2.3 未収金が生じた場合の京都府と WAM の関係

前提としての制度設計によるものであるが、加入者において保険料が支払われなかつた場合であっても、京都府において、当該加入者が何らかの事由により脱退しない限り、京都府としては、保険契約を締結している WAM に対しては、当該加入者の保険料を支払うものとされている。

この結果、加入者が保険料を支払わなくとも、京都府が支払った保険料により、当該加入者にかかる共済については、有効なものとして継続されることとなる。

### 9.2.4 未収金と脱退に当たっての措置

保険料の未収が発生した場合、その後に脱退が行われると、京都府としては、脱退一時金と未収金を相殺する。この結果、京都府としては、加入者に対し、相殺により未収金を回収した上で脱退一時金の相殺後の額を支払うケースもあれば、相殺によって未収金を回収しきれず、加入者に対しては、脱退一時金が支払われず、未収債権のみが残存するケースがある。

加入後早期に保険料が支払われなくなった場合には、加入者にとって、既

存の支払保険料が少なく、脱退処理を行っても不利益を被る度合いは少ないが、現状、京都府から強制脱退を行ったケースはない。

次に、加入後相応の期間を経過している時点で、家庭の経済状況に大きな変動が生じ、保険料の支払が困難になるケースがある。このようなケースにおいては、保険料を支払うことができるようになる可能性もあるし、福祉目的の実現の観点からすると、早期に強制脱退させると、保険料支払再開の機会を確定的に失わせ、加入者の損失を一時に顕在化させることになる。この点に配慮し、一定期間、京都府において強制脱退させず、WAMに対して保険料を立替えつつ、当該加入者が保険料免除となるまで加入を継続させ、未払分については年金等から回収する可能性も視野に入れた運用が行われている。

#### 9.2.5 不納脱退処分・不納欠損処分の状況

京都府においては、不納脱退処分は過去に一度も行っていない。

不納欠損処分については、以下のとおり、平成23年10月から実施している。

【表 9.2.5】不納欠損処分の状況

不納欠損額		内訳												
		債権管理条例 第5条による放棄		令第171条の7 による免除		議会議決に による放棄		私債権 時効援用		公債権 時効完成		破産手続終結 (解散、免責)		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
23年度	17	98,190	15	87,750				2	10,440					
24年度	84	1,113,080	17	184,500				67	928,580					
25年度	42	439,810						20	249,220			22	190,590	
合計	143	1,651,080	32	272,250	0	0	0	0	89	1,188,240	0	0	22	190,590

### 9.3 債権管理の運用状況

#### 9.3.1 債権管理手順

債権管理の手順としては、本事業用に開発されたシステムにおいて、個々の対象者の情報を入力し、回収対象の時期ごとに、納入通知を発送する。納入通知を発送しても、支払が行われない場合、督促状を発送するが、これに対しても納付が行われない場合、未収金発生・滞納状況として、以後、償還指導の局面に移行する。

督促状を送付しても納付のない加入者に対しては、可能な限り電話折衝し、一括納付を求め、困難な場合は加入口数の減少・分納または任意脱退を指導する。

脱退者については、督促集中月間に架電による督促を行っているが、原則として京都府からは連絡を行っていない。また、最終催告状も発せられたことがなく、債権回収に当たって弁護士委任が行われたこともない。

もっとも、本制度は共済の仕組に立脚しているため、保険料の回収に当たっては、任意性を重視することが必要であり、弁護士委任による回収にはなじまず、現在の運用は不合理なものではないと考える。

#### 9.3.2 債権回収体制

平成 26 年度は、職員 2 名（兼務）及び臨時職員 1 名（専従）である。

#### 9.3.3 債権の回収促進策

本事業における未収金回収の促進策としては、①納付書については、年 4 期に分けて納付書を送付する際、また、未納発生後翌々月の督促状送付の際に、過去の未納分も納付するよう納付書を同封する、②回収促進を図る月を設定し、積極的に督促を実施する、③特に現年度分の早期納入を図るため、市町村と連携した納入指導を行う（市町村においては、掛金納入額に対して一定の補助を行っていることから、連絡調整等などの点で連携を図る）、などが挙げられる。

### 9.3.4 運用状況のサンプルテスト

債権管理の運用状況を確認するため、まず過去の不納欠損処分が適切な事由に基づいていたか（下表 No.1～6）、次いで管理事務が改善された平成 23 年度以降に発生した未収債権で債権の発生・管理・督促が適切に行われているか（下表 No.7～9）について個別に調査した。

【表 9.3.4】サンプルテスト対象リスト

No.	サンプル内容			金額
1	平成 25 年度 不納欠損	時効援用	金額最上位	185,500
2		その他	同 上	190,590
3	平成 24 年度 不納欠損	時効援用	同 上	536,060
4		その他	同 上	112,500
5	平成 23 年度 不納欠損	時効援用	同 上	10,440
6		その他	同 上	20,000
7	平成 23 年度以降発生 未収残高上位 3 件	金額 1 位		320,160
8		金額 2 位 (加入者変更分)		100,800 364,560
9		金額 3 位		95,400

①No.1（平成 2 年度加入、平成 2 年度～平成 4 年度分掛金未収、平成 5 年 3 月脱退済、平成 25 年度不納欠損処分）

保護者が 65 才になる直前に加入するも、初回掛金から未納となる。

平成 5 年 7 月から平成 15 年 9 月までと、平成 15 年 10 月から平成 23 年 10 月まで滞納整理記録の記載がない。

本人が高齢で、年金生活のため未納掛金の支払は困難であるとのことで、二男が時効援用申立書を代筆しているが、代筆者が正当な後見資格を要しているかどうかについては、事実上の世話をしている代筆

者が本人の了解を得て代筆しているとの代筆者の連絡を信頼し、確認していなかったが、より適正を期すためには、何らかの形で本人の了解を確認することが望ましかったものと言える。

②No.2（昭和 52 年度加入、平成 9 年度～平成 15 年度分掛金未収、平成 15 年 5 月脱退済、平成 25 年度不納欠損処分）

平成 18 年 12 月に自己破産していたことを平成 19 年 4 月に把握した。平成 25 年度に破産手続決定内容に関する資料を入手し、過去の債権を回収することはできないと確認し不納欠損処分を行ったが、本来は平成 19 年度に若干の確認作業を追加して不納欠損処分を行うべきであった。

③No.3（昭和 53 年度加入、平成 10 年度～平成 14 年度分掛金未収、平成 14 年 4 月脱退、平成 24 年度不納欠損処分）

平成 14 年 8 月から平成 23 年 10 月まで滞納整理記録の記載がなく、督促を実施せず放置していた。平成 23 年度に所在調査で転居先を確認し、本人宛に催告状を送付するも、債権の消滅時効期間を経過しているとの返答を受けて時効援用申立により平成 24 年度に不納欠損処分を行った。

④No.4（昭和 63 年度加入、平成 13 年度～平成 14 年度分掛金未収、平成 14 年 9 月脱退、平成 24 年度不納欠損処分）

平成 14 年 8 月から平成 23 年 10 月まで滞納整理記録の記載がなく、督促を実施せず放置していた。平成 23 年度に所在調査するも所在不明につき平成 24 年度に不納欠損処分を行った。早い段階で戸籍照会していれば転居先を把握できた可能性もあったと思われる。

⑤No.5（昭和 54 年度加入、昭和 58 年度分掛金未収、昭和 59 年 3 月脱退、